

芦屋市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、芦屋市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 審査会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が選任する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、当該審査会を構成する委員の過半数をもって決する。

4 審査会の委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人(法第74条に規定する審査関係人をいう。)にその旨を通知しなければならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、法制に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱される審査会の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の項の次に次のように加える。

芦屋市行政不服審査会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

行政不服審査法（抜粋）

第5章 行政不服審査会等

第1節 行政不服審査会

第2款 審査会の調査審議の手續

（審査会の調査権限）

第74条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第75条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第76条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手續）

第77条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第74条の規定による調査をさせ、又は第75条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第78条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料

の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第79条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第2節 地方公共団体に置かれる機関

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

2 （省略）

- 3 前節第2款の規定は、前2項の機関について準用する。この場合において、第78条第4項及び第5項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第252条の7第1項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。

新たな不服申立制度のポイント

～行政不服審査法関連三法について～

平成27年9月
一般財団法人行政管理研究センター

第1章 行政不服審査法の改正経緯

第2章 改正行政不服審査法のポイント

第3章 主要な改正点の概要

第1章 行政不服審査法の改正経緯

不服申立制度とは

- 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることを可能とする制度



他の法律に特別の定めがある場合を除き、行政不服審査法に基づいて行われる。

行政不服審査法の特徴

行政不服審査法の目的

- ◆国民の権利利益の救済
- ◆行政の適正な運営の確保

関連する制度との比較

行政事件訴訟法との比較

- ・簡易迅速な手続
- ・不当性についても審査

行政手続法との比較

- ・事後手続

行政争訟の特徴

	行政事件訴訟法	行政不服審査法
審理	行政権からの独立 適正手続に配慮した慎重な証拠調べ	簡易迅速な審理手続
判断	違法性の判断	違法性の判断、 行政裁量の当・不当も判断
費用	申立手数料が必要	手数料は不要

法改正の経緯

	行政事件訴訟法	行政不服審査法	行政手続法
昭和37年	制定	制定	
平成 5年			制定
平成16年	改正		

行政の公正性・透明性に関する
国民の意識の変化



改正の機運

法改正の経緯

行政不服審査法関連三法の成立 平成26年6月6日

- **行政不服審査法** (平成26年法律第68号)
- **行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律** (平成26年法律第69号)
- **行政手続法の一部を改正する法律** (平成26年法律第70号)

第2章 改正行政不服審査法のポイント

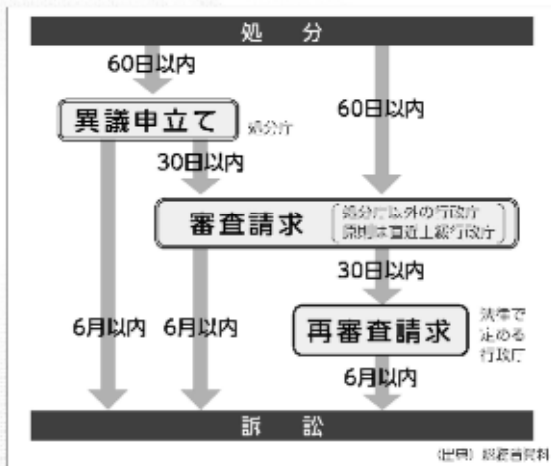
改正の目的

- ◆ 関連法制の整備
- ◆ 行政への公正性・透明性に関する国民の意識の変化

時代の変化を踏まえた
見直し

- ① 公正性の向上
- ② 使いやすさの向上
- ③ 国民の救済手段の充実・拡大

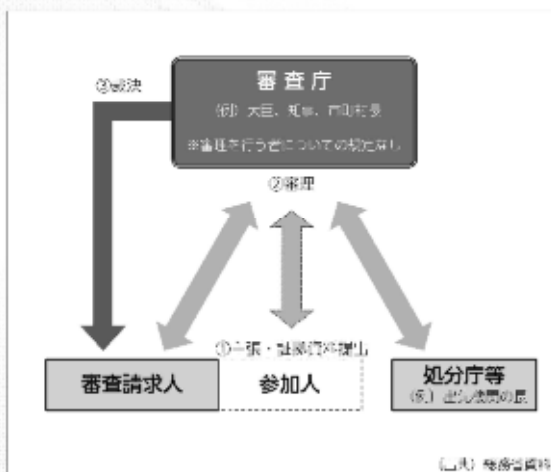
従来の制度（全体の構造）



問題点

- 異議申立てと審査請求によって
手続保障に差異
- 裁判所への出訴期間に比べて
不服申立期間が短い
- 不服申立前置が多数

従来の制度（審理・裁決）



問題点

- 審査庁の審理手続の公正性・透明性が欠ける
- 原処分に関与した職員
が審理手続を行うことも
排除されない

改正のポイント①

不服申立ての構造

- ◆原則として「審査請求」に一元化
- ◆不服申立前置の廃止・縮小
- ◆不服申立期間を3か月に延長

改正のポイント②

審理・裁決

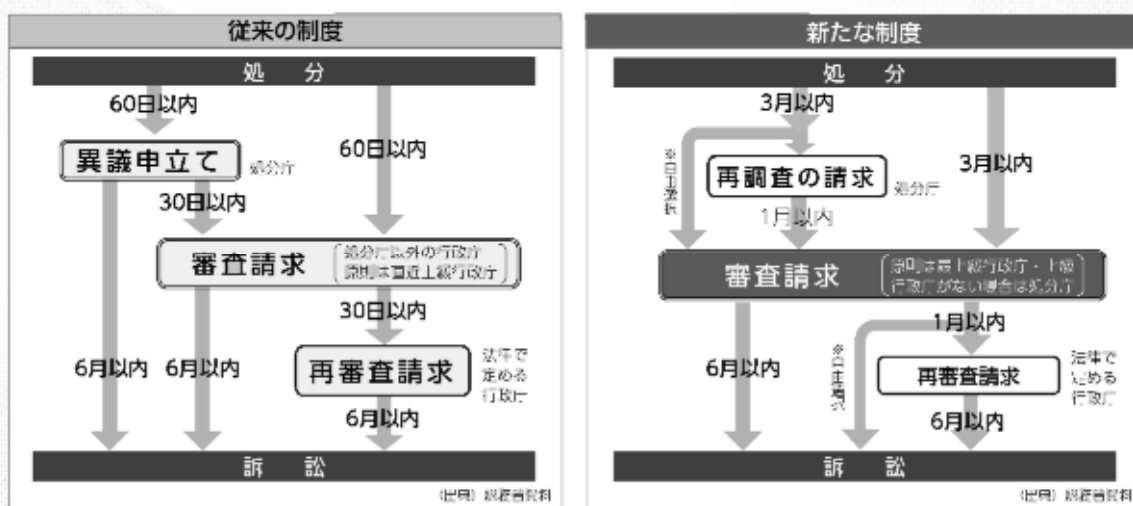
- ◆審理員制度の導入
- ◆行政不服審査会等への諮問手続の導入
- ◆審理手続の充実
- ◆迅速な審理の確保

改正のポイント③

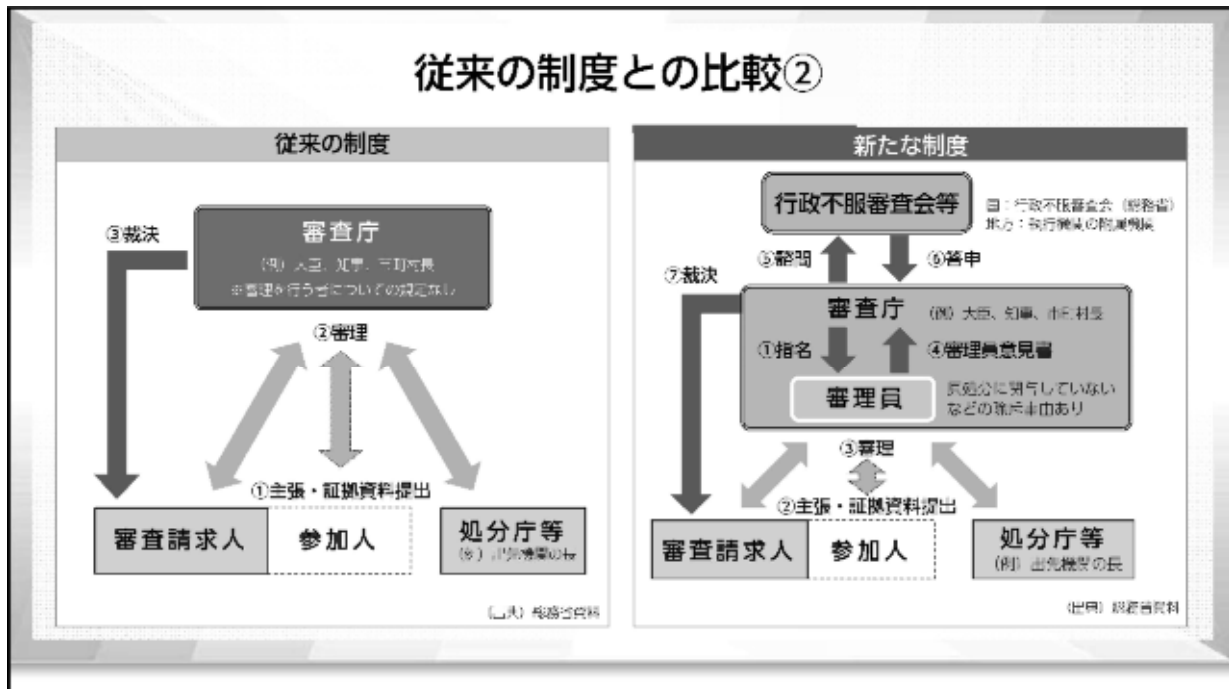
その他（行政手続法の改正）

- ◆ 「処分等の求め」
- ◆ 「行政指導の中止等の求め」

従来の制度との比較①



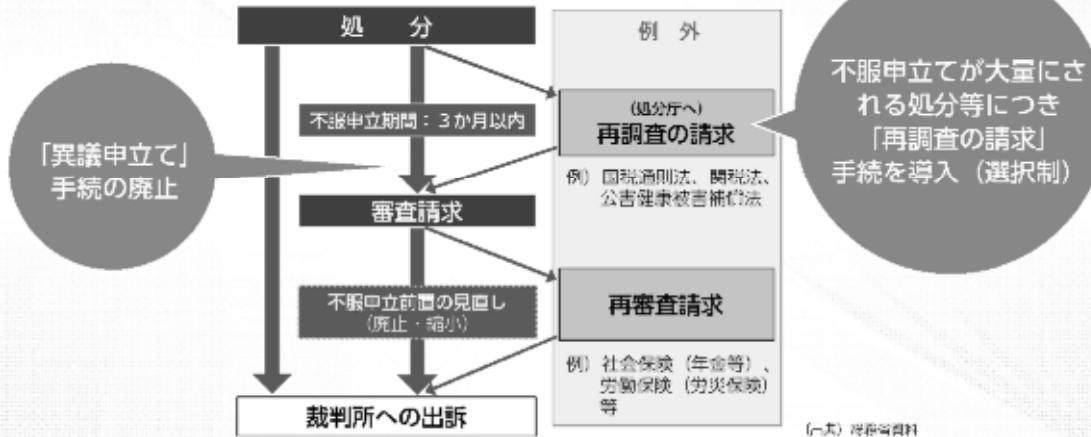
従来の制度との比較②



第3章 主要な改正点の概要

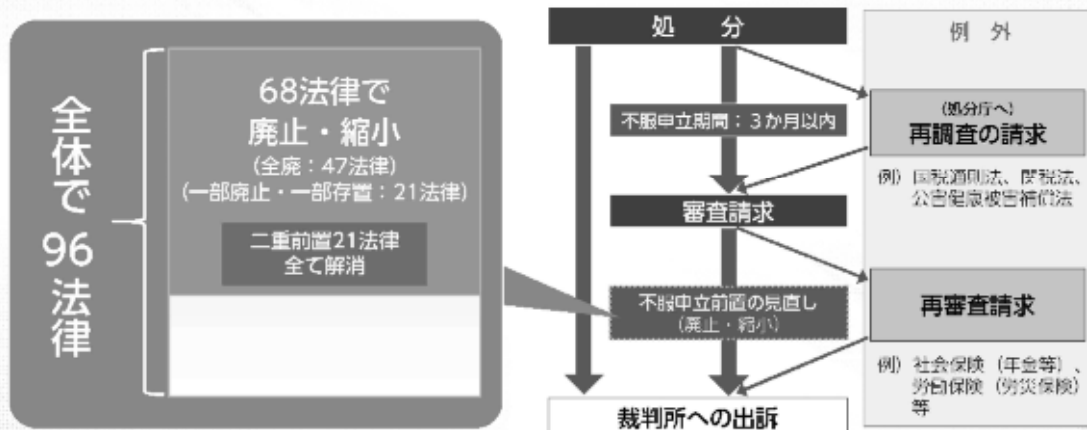
不服申立ての構造

◆原則として「審査請求」に一元化



不服申立ての構造

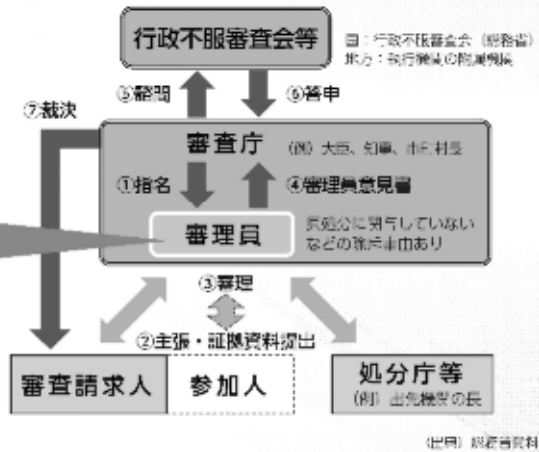
◆不服申立前置の廃止・縮小 (整備法)



公正性の向上①

◆審理員制度の導入

- ① 対象となる処分に関与していない者を審理員とする
- ② 審査請求人と処分庁の主張を公正に審査する
- ③ 裁決に関する意見書を審査庁に提出する

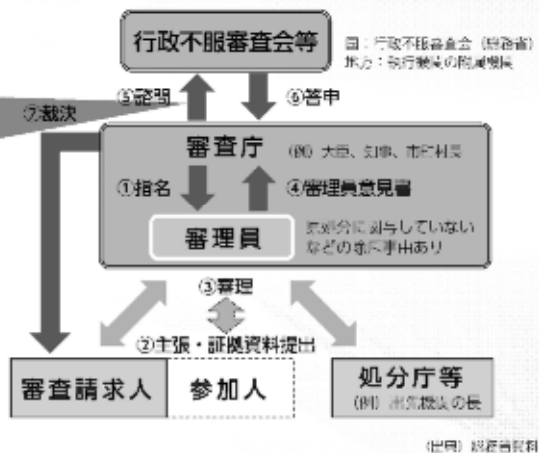


公正性の向上②

◆諮問手続の導入

審理員の意見書を受け取った審査庁は

- 〔原則〕 有識者からなる行政不服審査会等への諮問を行った上で裁決
- 〔例外〕 原処分又は裁決の際に他の第三者機関の関与がある場合、審査請求人が諮問を希望しない場合など

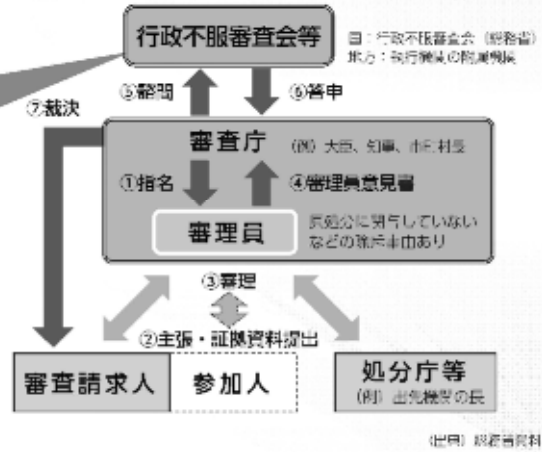


公正性の向上③

◆ 諮問手続の導入

〔国〕 総務省に設置
〔地方公共団体〕

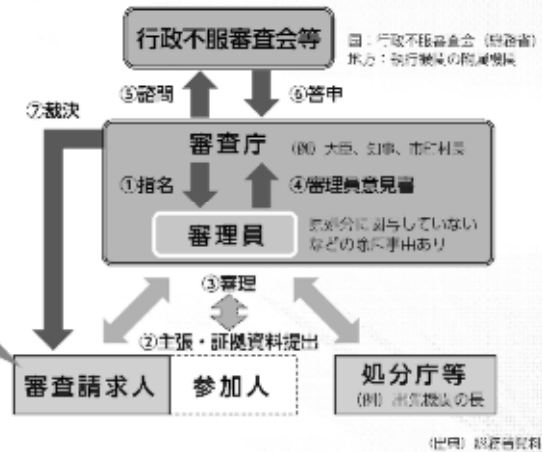
- 単独で常時設置
- 共同設置
- 他団体への委託
- 事件ごとに設置



公正性の向上④

◆ 審査請求人の権利の拡充

- ◆ 証拠書類等の閲覧・コピー
- ◆ 口頭意見陳述における処分庁への質問



使いやすさの向上

審査請求への
一元化

不服申立前置の
廃止・縮小

不服申立期間の
延長

従来の60日から
3か月に延長

迅速な
審理の確保

- 標準処理期間を定める努力義務
- 争点及び証拠の事前整理手続

国民の権利利益の救済手段の充実・拡大

行政手続法第36条の3

処分等の求め

法令に違反する事実につき、権限を有する行政機関に対し、その是正のためにされるべき処分又は行政指導を求める手続

※平成27年4月1日から施行

行政手続法第36条の2

行政指導の中止等の求め

行政指導を受けた者が、当該行政指導が法律の要件に適合しないと思料する場合に、行政指導の中止等を求める手続

※平成27年4月1日から施行

終わりに

国民の権利利益の救済を図るとともに、
行政の適切な運営を確保することが目的

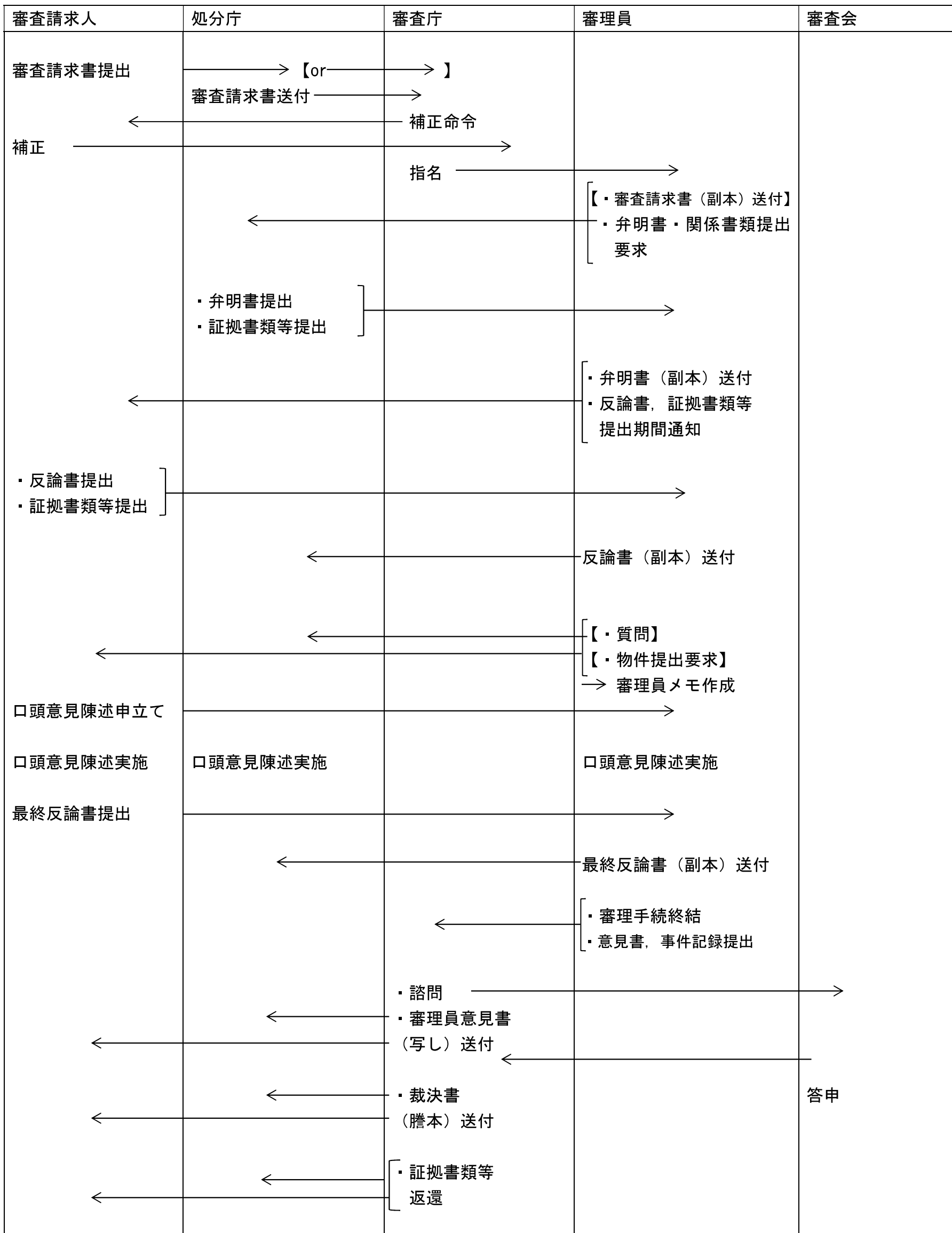
- ① 公正性の向上
- ② 使いやすさの向上
- ③ 国民の救済手段の充実・拡大

新たな不服申立制度

公正で使いやすい、国民のための制度
として機能することが期待されています。

平成27年9月
一般財団法人行政管理研究センター

審査手続 フローチャート



※審査庁は、原処分を行った課の属する部内の別の課とする。

※審理員は、総務部（財務担当を除く。）の課長及び係長級の事務職員が担う。

※行政不服審査会の事務局は、法制担当課とする。

＜市長以外への審査請求＞

●市長が行う処分のうち、審査請求先が市長以外の市の機関であるもの（例）

番号	審査請求の対象となる処分	審査請求先	再審査請求先
1	固定資産課税台帳登録価格	芦屋市固定資産評価審査委員会	
2	職員に対する不利益処分	芦屋市公平委員会	
3	建築基準法に基づく不許可処分等	芦屋市建築審査会	国土交通大臣
4	議員その他非常勤職員の公務災害の認定等	公務災害補償等審査会	

●市長等が行う処分のうち、審査請求先が県知事等の市の機関以外であるもの（例）

番号	審査請求の対象となる処分	審査請求先	再審査請求先
1	児童手当の支給に関する処分等	兵庫県知事	
2	児童扶養手当の支給に関する処分	兵庫県知事	厚生労働大臣
3	介護給付費等・地域相談支援給付費等に係る処分	兵庫県知事	
4	（福祉事務所長が行った）生活保護の決定及び実施に関する処分	兵庫県知事	厚生労働大臣
5	（福祉事務所長が行った）障害児福祉手当・特別障害者手当の支給に関する処分	兵庫県知事	厚生労働大臣
6	国民健康保険の保険給付処分等	兵庫県国民健康保険審査会	
7	介護保険の保険給付処分等	兵庫県介護保険審査会	
8	開発行為の不許可処分等	兵庫県開発審査会	
9	市街地再開発事業権利変換計画の価額への意見書の不採択通知	兵庫県収用委員会	
10	常勤職員の公務災害補償に関する決定	地方公務員災害補償基金支部審査会	地方公務員災害補償基金審査会
11	戸籍謄本等の交付の請求等についての処分	神戸地方法務局	

＜審理員制度の適用除外＞

●市長等が行う処分のうち、条例の規定により審理員制度を適用除外としているもの

番号	審査請求の対象となる処分	諮問機関
1	公文書公開決定等又は個人情報開示決定等	芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

<不服申立ての状況について>

(平成26年度 総件数:20件)

①市長への不服申立て(7件)

番号	内容	申立日	裁決日・決定日	処理内容
1	市民税・県民税納税通知処分に対する異議申立て	平成26年6月16日	平成26年7月11日	棄却
2	固定資産税の滞納に係る差押処分に対する異議申立て	平成26年10月24日	平成26年11月25日	棄却
3	老人福祉法による施設入所措置に対する審査請求	平成26年9月17日	平成27年11月16日	棄却
4	保育所への入所不承諾処分に対する異議申立て	平成27年2月19日	平成27年4月30日	棄却
5	保育所への入所不承諾処分に対する異議申立て	平成27年2月19日	平成27年4月30日	棄却
6	保育所への入所不承諾処分に対する異議申立て	平成27年2月26日	平成27年6月26日	棄却
7	保育所への入所不承諾処分に対する異議申立て	平成27年3月2日	平成27年4月10日	取下げ

②市長への不服申立て(審理員制度適用除外分)(4件)

番号	内容	申立日	裁決日・決定日	処理内容
1	公文書不存在決定処分に対する異議申立て	平成26年5月7日	係属中	係属中
2	公文書不存在決定処分に対する異議申立て	平成26年9月15日	係属中	係属中
3	公文書不存在決定処分に対する異議申立て	平成26年11月21日	係属中	係属中
4	個人情報不存在決定処分に対する異議申立て	平成26年12月21日	係属中	係属中

③市長以外の機関への不服申立て(9件)

番号	内容	申立日	裁決日・決定日	処理内容
1	国民健康保険料賦課処分に対する審査請求	平成26年8月7日	平成26年11月12日	棄却
2	介護保険料賦課処分に対する審査請求	平成26年8月7日	平成27年2月18日	棄却
3	介護保険料賦課処分に対する審査請求	平成26年8月7日	平成27年2月18日	棄却
4	介護保険料賦課処分に対する審査請求	平成26年8月7日	平成27年2月18日	棄却
5	介護保険料賦課処分に対する審査請求	平成26年8月7日	平成27年2月18日	棄却
6	介護保険料賦課処分に対する審査請求	平成26年8月7日	平成27年2月18日	棄却
7	介護保険料賦課処分に対する審査請求	平成26年9月1日	平成27年5月8日	棄却
8	固定資産評価額に対する審査申出	平成26年6月10日	平成26年11月7日	取下げ
9	固定資産評価額に対する審査申出	平成26年6月10日	平成26年11月7日	取下げ

(平成27年度 総件数:13件)

①市長への不服申立て(2件)

番号	内容	申立日	裁決日・決定日	処理内容
1	固定資産課税台帳記載の金額の決定処分に対する異議申立て	平成27年4月15日	平成27年6月11日	棄却
2	市民税・県民税の滞納に係る差押処分に対する異議申立て	平成27年9月4日	平成27年10月2日	棄却

②市長への不服申立て(審理員制度適用除外分)(2件)

番号	内容	申立日	裁決日・決定日	処理内容
1	個人情報不存在決定処分に対する異議申立て	平成27年6月10日	係属中	係属中
2	公文書不存在決定処分に対する異議申立て	平成28年1月7日	係属中	係属中

③市長以外の機関への不服申立て(9件)

番号	内容	申立日	裁決日・決定日	処理内容
1	固定資産評価額に対する審査申出	平成27年4月22日	係属中	係属中
2	固定資産評価額に対する審査申出	平成27年4月22日	係属中	係属中
3	固定資産評価額に対する審査申出	平成27年5月25日	平成28年3月28日	棄却
4	固定資産評価額に対する審査申出	平成27年5月25日	平成28年3月28日	棄却
5	固定資産評価額に対する審査申出	平成27年5月26日	平成28年1月19日	棄却
6	固定資産評価額に対する審査申出	平成27年6月4日	係属中	係属中
7	固定資産評価額に対する審査申出	平成27年6月4日	係属中	係属中
8	固定資産評価額に対する審査申出	平成27年6月4日	係属中	係属中
9	固定資産評価額に対する審査申出	平成27年6月8日	平成28年2月23日	棄却